

人権擁護委員法の一部を改正する法律案要綱

第一 委嘱及び推薦等

一 委嘱及び解嘱

人権擁護委員は、人権委員会が市町村長が推薦した者のうちから委嘱するものとし、人権委員会が解嘱することができるものとする。 (第五条第一項及び第十三条第一項関係)

二 市町村長の推薦

市町村長は、人権委員会に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならぬものとする。 (第五条第三項関係)

三 市町村長の推薦によらない委嘱

人権委員会は、市町村長が推薦した者以外に、二の者で、人権擁護委員の職務を行うのに必要な法律、医療、心理、教育等の専門的な知識経験を有し、特に人権擁護委員として適任と認めるものがあるときは、市町村の長等の意見を聴いて、その者に人権擁護委員を委嘱することができるものとする。

(第五条第六項関係)

第二 地位

人権擁護委員は、非常勤の国家公務員とするものとする。 (第七条第三項関係)

第三 職務

人権擁護委員は、人権啓発、人権相談、人権委員会設置法の規定による調査及び救済措置の実施等の職務を行うものとする。 (第九条関係)

第四 監督

人権擁護委員は、職務に関して人権委員会の指揮監督を受けるものとする。 (第十二条関係)

第五 組織体

人権擁護委員協議会、都道府県人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会に事務局を置くものとする。 (第十四条第四項関係)

第六 施行期日等

一 施行期日

この法律は、人権委員会設置法の施行の日から施行するものとする。 (附則第一項関係)

二 経過措置

この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。 (附則第二項関係)